

第23回 ガスシステム改革小委員会 事務局提出資料

前回の御指摘事項について

平成27年9月15日(火)

【御指摘事項①】(橘川委員、草薙委員、松村委員)

小売全面自由化の施行期日については、スピード感を持って決めるべき。

【御指摘事項②】(二村委員)

ガス小売事業者の供給条件については、需要家は事前に知ることができるのか。色々な情報が公表されることが望ましいと考えるが、どのように対応するのか。

⇒この資料に加え、資料4 御参照。

【御指摘事項③】(福田委員)

熱供給事業者が説明すべき事項として、「需要家が設置する施設に関する事項」が挙げられている。これは需要家側の情報であるのに、なぜ熱供給事業者から需要家に知らされる必要があるのか。

【御指摘事項④】(松村オブザーバー(日本コミュニティーガス協会))

小売全面自由化後、現行の供給約款と同じ供給条件で供給する場合であっても、需要家への説明義務・書面交付義務は課せられるのか。

【御指摘事項⑤】(引頭委員)

いわゆる大手3社提案の進捗について教えて欲しい。

⇒資料5 御参照。

【御指摘事項①】(橘川委員、草薙委員、松村委員)

小売全面自由化の施行期日については、スピード感を持って決めるべき。

- 電気の小売全面自由化については、来年4月に施行することが決定されているところであるが、「エネルギー基本計画」においても示された「市場の垣根を外していく供給構造改革」を一体的に進めるためには、ガスの小売全面自由化についても遅滞なく施行することが必要。
- そのために、前回の小委員会においては、御議論いただくべき論点に優先順位を付け、事業者におけるシステム設計にも大きな影響を及ぼすガス小売事業に係る論点や託送供給制度に係る論点等から順に御議論いただくこととしたところ。
- これらの論点については、本日以降も順次御議論いただく予定であるが、国民からの期待も考慮すれば、具体的な施行期日については、委員からも御指摘があった平成29年4月を念頭に置き、本日以降の議論を加速していく。
- その上で、実際の施行期日については、今後の御議論も踏まえ、できるだけ早期に決定することとしたい。

- 前頁のとおり、導管部門の法的分離の施行期日は、「平成34年4月」であることから、本小委員会においては、まずは、平成29年の施行を目途とするガスの小売全面自由化に加え、平成28年の施行を目途とする改正熱供給事業法に係る詳細制度設計を進めていくこととしてはどうか。
- また、電気の小売全面自由化に係る主要スケジュールは次頁のとおりであるところ、ガスの小売全面自由化においても、ガス小売事業の事前登録申請を認めたり、現在の一般ガス事業者に対して託送供給約款の事前認可申請を義務付けるなど、電気と基本的な手続きの流れは同じであることから、今後の検討を進めるに当たっては、小売全面自由化施行前に対応が必要となるガス小売事業に係る論点や託送供給制度に係る論点等から優先的に議論することとしてはどうか。

【Ⅰ】ガス小売事業関係

- (1) ガス小売事業者の登録申請について
- (2) ガス小売事業者の登録拒否・登録取消について
- (3) ガス小売事業者の変更登録・事業休廃止について
- (4) ガス小売事業者の供給力確保義務について
- (5) ガス小売事業者の供給計画について
- (6) ガス小売事業者の説明義務・書面交付義務について
- (7) ガス小売事業者の業務改善命令について
- (8) 経過措置料金規制について

【Ⅱ】一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業関係

- (1) 一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業の定義について
- (2) 託送供給制度について
- (3) 承認事業者制度について
- (4) 同時同量制度について
- (5) 一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の供給計画について
- (6) ガス導管事業者の導管接続等に係る努力義務について
- (7) 最終保障供給について

【Ⅲ】ガス製造事業関係

- (1) ガス製造事業者の定義について
- (2) ガス製造事業者の届出事項について
- (3) ガス製造事業者のガス受託製造約款について
- (4) ガス製造事業者の情報公開について
- (5) ガス製造事業者の製造計画について

【Ⅳ】その他

- (1) ガス導管の整備促進措置について
 - ① 需要調査費を託送料金で回収する仕組みなど、ガス導管の整備を促進するための託送供給制度の在り方をどうするか。
 - ② 全体最適な導管整備方針の内容をどうするか。
- (2) 二重導管規制について
- (3) 新規参入者の存在を前提とした需要家情報システムについて
- (4) 卸料金等の取引条件の監視について
- (5) 施行時期について
- (6) いわゆる3社提案について

【Ⅴ】熱供給事業法関係

- (1) 熱供給事業者の登録申請について
- (2) 熱供給事業者の登録の拒否について
- (3) 熱供給事業者の変更登録について
- (4) 熱供給事業者の事業休廃止について
- (5) 熱供給事業者の説明義務・書面交付義務について
- (6) 熱供給事業者の供給力確保義務について
- (7) 経過措置料金規制について
- (8) 施行時期について

※赤字で囲った論点は、特に優先して議論すべき論点。

【御指摘事項②】(二村委員)

ガス小売事業者の供給条件については、需要家は事前に知ることができるのか。色々な情報が公表されることが望ましいと考えるが、どのように対応するのか。

- 既に小売全面自由化が実施されている海外(英国等)の例を見ると、次頁のとおり、情報提供ツールとして価格比較サイトが登場しているところであり、需要家が簡単に各事業者のサービスを比較できるようになっている。
- 我が国においてもこうした民間事業者による創意工夫がなされる可能性があることを踏まえれば、法律上、ガス小売事業者に対して、その料金メニューの公表を義務付ける必要性は乏しいと考えられることに加え、営業力に富んだガス小売事業者であれば、こうした義務付けがなくとも、自らの経営判断により、その料金メニューを積極的に開示することも想定されるところである。
- 他方、ガス小売事業者間の適正な競争を促すためには、需要家が各ガス小売事業者が提供する料金メニューにアクセス可能な状態とすることが適当であることから、定型的な料金メニューを「標準メニュー」として公表することは、全てのガス小売事業者にとって「望ましい行為」である旨をガイドライン等に記載する予定。

英国の価格比較サイト

Your quotes have been saved
[Your account](#)

▶ Your energy
▶ Your details
Your results
Switch now

Your estimated usage

Electricity
E.ON

Gas
EDF Energy

Payment method
Monthly Direct Debit

Annual personal projection
£809

We've assumed you're on a standard tariff. For more accurate savings tell us what supplier tariff you're on

[Update details](#)

We've found you 180 available tariffs

Need help or advice?
 Call the switching support team:
0800 093 6831
 Mon-Fri 09:00-20:00
 Sat-Sun 09:00-17:00

【御指摘事項③】(福田委員)

熱供給事業者が説明すべき事項として、「需要家が設置する施設に関する事項」が挙げられている。これは需要家側の情報であるのに、なぜ熱供給事業者から需要家に知らされる必要があるのか。

- 前回の小委員会においては、熱供給事業者が需要家に対して説明すべき事項として、「②⑤需要家が設置する施設に関する事項」や、「②⑥需要家が設置する施設の概要についての熱供給事業者に対する通知に関する事項」をお示したところであるが、それぞれの趣旨は以下のとおりである。

(②⑤関係)

- 熱供給事業を行うに当たっては、熱供給事業者が設置するプラント、導管等のほかに、需要家が自ら設置する施設として、需要家建物内の導管、計量器等の設備があり、需要家建物内の設備については需要家自身が費用(計量器については、設置に係る費用)を負担する必要がある。
- ➡ ● このため、需要家が熱供給を受けるに当たっては、需要家自身が上記の設備を準備・手配する必要がある、費用負担も発生するため、事後にトラブルとなることがないように、あらかじめ、熱供給事業者から需要家に対して説明させることとしているものである。

(②⑥関係)

- 熱供給事業は、その事業の特性上、熱供給事業者が需要家に温水等を供給し、送った温水等を熱供給事業者に戻して、再度加熱又は冷却して再び需要家に供給する循環式となっており、熱供給事業者は、需要家の敷地までの導管設置等を行うものの、需要家の建物内の設備については需要家自身が設置することとなっている。
- 熱供給事業者としては、設計どおりに需要家の設備が設置されているか否かを知り得ない場合、安定供給に支障がないかどうかを確認できないことから、需要家が設置する施設の竣工図などを、需要家から熱供給事業者に対して提出(通知)していただく必要がある。このため、これを説明事項としているものである。

需要家が設置する施設の一例

需要家施設内
導管

DHC熱源受入設備

流量計
小口径計

流量計
大口径計

- また、熱供給事業者の説明義務・書面交付義務についても同様の論点が存在するところ、熱供給事業者が需要家に対して説明すべき事項については以下のとおりとし、書面交付に代替する手法や書面交付義務が免除される場合等の論点については、電気事業法及びガス事業法と同様の整理としてはどうか。

- ①熱供給事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ②代理店等が熱供給契約の締結の代理等を行う場合にあっては、その旨及び当該代理店等の氏名又は名称
- ③熱供給事業者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先並びに苦情及び問い合わせに応じることができる時間帯
- ④代理店等が熱供給契約の締結の代理等を行う場合にあっては、当該代理店等の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先並びに苦情及び問い合わせに応じることができる時間帯
- ⑤熱供給契約の申込みの方法及び当該申込みの取扱いに関する事項
- ⑥熱供給開始の予定年月日
- ⑦熱供給に係る料金（当該料金の額の算出方法を含む。）
- ⑧導管、熱量計その他の設備に関する費用の負担に関する事項
- ⑨⑦及び⑧のほか、需要家の負担となるものがある場合にあっては、その内容
- ⑩⑦から⑨までの需要家の負担となるものの全部又は一部を期間を限定して減免する場合にあっては、その内容
- ⑪使用量の計測方法及び料金調定の方法
- ⑫当該熱供給に係る料金その他の需要家の負担となるものの支払方法
- ⑬供給する温水等の温度及び圧力
- ⑭供給する温水等の供給時間及び供給期間



次頁に続く

- ⑮当該熱供給契約に期間の定めがある場合にあっては、当該期間
- ⑯当該熱供給契約に期間の定めがある場合にあっては、当該熱供給契約の更新に関する事項
- ⑰需要家が当該熱供給契約の変更又は解除の申出を行おうとする場合における当該熱供給事業者（代理店等が熱供給契約の締結の代理等を行う場合にあっては、当該代理店等を含む。）の連絡先及びこれらの方法
- ⑱需要家からの申出による当該熱供給契約の変更又は解除に期間の制限がある場合にあっては、その内容
- ⑲需要家からの申出による当該熱供給契約の変更又は解除に伴う違約金その他の需要家の負担となるものがある場合にあっては、その内容
- ⑳⑱及び㉑のほか、需要家からの申出による当該熱供給契約の変更又は解除に係る条件等がある場合にあっては、その内容
- ㉑熱供給事業者からの申出による当該熱供給契約の変更又は解除に関する事項
- ㉒⑰から㉑までのほか、当該熱供給契約の解除に関する事項
- ㉓災害その他非常の場合における熱供給の制限又は中止及び需要家が熱供給を受けることの制限又は中止に関する事項
- ㉔導管、器具、機械その他の設備に関する熱供給事業者及び需要家の保安上の責任に関する事項
- ㉕需要家が設置する施設に関する事項
- ㉖需要家が設置する施設の概要についての熱供給事業者に対する通知に関する事項
- ㉗需要家の熱の使用法、器具、機械その他の設備の使用等に制限がある場合にあっては、その内容
- ㉘①から㉗までのほか、当該熱供給に係る重要な供給条件がある場合にあっては、その内容

※下線を引いた説明事項は、熱の特性を踏まえたもの。

【御指摘事項④】(松村オブザーバー(日本コミュニティーガス協会))

小売全面自由化後、現行の供給約款と同じ供給条件で供給する場合であっても、需要家への説明義務・書面交付義務は課せられるのか。

- 以下のとおり、需要家と「現行の供給約款による契約」を締結している一般ガス事業者等は、小売全面自由化と同時に、当該需要家と「現行の供給約款と同じ供給条件を定めた小売供給契約」を締結している状態となる。
- ➡ ● この点、改正後のガス事業法においては、「小売供給契約の締結をしようとするとき」には説明義務・説明時書面交付義務が、「小売供給契約を締結したとき」には契約締結後書面交付義務が課されることから、上記のような場合においても、これらの義務が課せられることとなる。
- しかしながら、一般ガス事業者等に対して、施行日に、これらの義務を一度に履行することを求めることは非現実的であることから、施行日以後に求められる説明を施行日前に行うことを認めることとし、これを履行すれば、施行日以後に改めて同様の説明を行う必要はない旨の規定を設ける予定。

(注1) 上記の整理は経過措置料金規制が課せられない事業者であることを前提としている。経過措置料金規制が課せられる一般ガス事業者等が、経過措置約款に基づく小売供給を行う場合には、現行の供給約款に基づく供給と同様、説明義務・書面交付義務は課されない(改正法附則において措置済み。)

(注2) 上記の整理は、現在の一般ガス事業者の選択約款等についても同様。

(注3) 説明義務・書面交付義務の履行方法については引き続き整理。

(注4) 現行の供給約款における供給条件を必ずしも十分に認識していない需要家が存在することも想定されることから、小売全面自由化を機に、需要家に改めて小売全面自由化後の供給条件を認識させ、供給事業者を変更するか否かについて「考える機会」を与えることは有益。

